様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025　年　8　月　15　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） 　かぶしきがいしゃいーうぇる  一般事業主の氏名又は名称 株式会社eWeLL  （ふりがな） なかの　のりと  （法人の場合）代表者の氏名 　 中野　剛人  住所　〒541-0056  大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号  法人番号　1120001171257  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 2024年12月期 有価証券報告書 2. 2024年12月期 決算 及び中期経営計画説明資料 | | 公表日 | 1. 2025　年　3　月　28　日 2. 2025　年　2　月　14　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社オフィシャルウェブサイト   1. <https://ssl4.eir-parts.net/doc/5038/yuho_pdf/S100VHY0/00.pdf> 「有価証券報告書」P.16（経営戦略について） 2. <https://ssl4.eir-parts.net/doc/5038/ir_material_for_fiscal_ym/173243/00.pdf>   「2024年12月期　決算及び中期経営計画説明資料」P.29（中長期ビジョン） | | 記載内容抜粋 | 在宅医療のプラットフォーマーとしてのさらなる進化 ～ 2025年問題の解決を目指し、高成長・高収益モデルで在宅医療へ貢献する ～  急成長が見込まれる在宅医療市場における独自の成長戦略を推し進め、ビジョン実現を目指す  「クラウドサービス」の市場シェアの拡大、および「BPaas」の拡大により訪問看護市場におけるプラットフォーマーとしての地位の確立を目指します。  また、主力サービスで得られる情報を匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）として活用することでPHRを活用したデータビジネス（地域包括ケア事業）につなげ、当社の事業領域の拡大と企業価値の向上を図ってまいります | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で決議された「中期経営計画」に基づき作成された「2024年12月期 有価証券報告書」および「2024年12月期 決算及び中期経営計画説明資料」に記載の内容です |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 2024年12月期 有価証券報告書 2. 2024年12月期 決算 及び中期経営計画説明資料 | | 公表日 | 1. 2025　年　3　月　28　日 2. 2025　年　2　月　14　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社オフィシャルウェブサイト   1. <https://ssl4.eir-parts.net/doc/5038/yuho_pdf/S100VHY0/00.pdf>   「有価証券報告書」P.16（経営戦略について）  ② https://ssl4.eir-parts.net/doc/5038/ir\_material\_for\_fiscal\_ym/173243/00.pdf  　　「2024年12月期　決算及び中期経営計画説明資料」P.33-34、69-70 | | 記載内容抜粋 | 当社においてもこのPHR情報を地域包括ケアシステムの中に取り込み、患者を中心とした関係者が、安全で安心して情報共有ができる仕組みの構築と提供を考えております。  データとテクノロジーを組み合わせたマルチプロダクト戦略を基本とし、従来よりスピードを上げて連続的に新規プロダクトをリリースすることで更なる成長の実現に取り組む。  在宅療養における主要領域を起点としたプロダクト開発を継続し、当中計期間においては今までiBow等に蓄積されているデータや生成AI等を活用したプロダクトをリリース予定。  将来構想 ～医療ビッグデータビジネス～  従来は各病院内で閉じており全国の慢性期医療データを集積することが難しかったが、訪問看護用電子カルテiBowにより全国的な慢性期医療データ累計7,200万件以上を蓄積。  慢性期医療の中でも最も医療データ量が多くなる訪問看護領域で随一のデータ量を集積している当社だからこそ、在宅医療ビッグデータの活用による新たな価値創造を進められる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で決議された「中期経営計画」に基づき作成された「2024年12月期 有価証券報告書」および「2024年12月期 決算及び中期経営計画説明資料」に記載の内容です |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社オフィシャルウェブサイト   1. <https://ssl4.eir-parts.net/doc/5038/ir_material_for_fiscal_ym/173243/00.pdf>   「2024年12月期　決算及び中期経営計画説明資料」P.35   1. <https://ssl4.eir-parts.net/doc/5038/yuho_pdf/S100VHY0/00.pdf> 「有価証券報告書」P.18 | | 記載内容抜粋 | 連続的に新規プロダクトをリリースするための開発体制強化と開発投資、複数プロダクトを前提とした営業体制への強化や広告投資及びカスタマーサクセス強化が投資方針の主軸  当社は現在、成長段階にあると認識しており、今後の事業拡大には継続的に優秀な人材の確保と既存人材の育成を行う必要があると考えております。訪問看護知識の習得のため、日本訪問看護財団の「訪問看護eラーニング」の受講やDX推進に向けた情報処理推進機構の「ITパスポート試験」の資格取得、その他必要な研修制度を充実させ、人材開発の強化を進めてまいりました。今後も引き続き人的資本の持続的高度化を図るため、働きやすい職場環境の整備および人材開発の強化に取り組んでまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社オフィシャルウェブサイト  ① https://ssl4.eir-parts.net/doc/5038/yuho\_pdf/S100VHY0/00.pdf  「有価証券報告書」P.21（技術革新について） | | 記載内容抜粋 | 当社のサービスは、インターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発およびそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。このため、当社は技術者の採用・育成に関する技術やノウハウの取得に注力しております。  しかしながら、このような技術やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。さらに、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費等の支出が拡大する可能性があり、その結果、当社の事業および業績に重要な影響を与える可能性があります。  これに対する取り組みとして、常に複数の外注先と情報交換を進め、企画・要件定義は自社内で進めるが開発等については積極的に外部を活用することで技術の陳腐化を回避しております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2024年12月期 有価証券報告書 | | 公表日 | 2025　年　3　月　28　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社オフィシャルウェブサイト  ① https://ssl4.eir-parts.net/doc/5038/yuho\_pdf/S100VHY0/00.pdf  「有価証券報告書」P.16.17（経営戦略上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等） | | 記載内容抜粋 | 当社は、事業規模と収益性を測る指標として、売上高および営業利益を重視しております。  また、主力サービス「iBow」においては、サブスクリプション型のサービスを提供しているため、当社がサービスを提供する稼働ステーション数の拡大、市場シェアの拡大、月次平均解約率の低減および顧客平均単価の向上を重要な経営指標としております。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　1　月頃 | | 発信方法 | 当社オフィシャルウェブサイト上に代表取締役社長名で公表（代表メッセージ）  https://ewell.co.jp/ir/management/message/ | | 発信内容 | 当社は、訪問看護ステーション向けSaaS型業務支援ツール（訪問看護専用電子カルテ「iBow」等）を提供するクラウドサービス事業、保険請求業務を代行するクラウドBPO事業（「iBow事務管理代行サービス」）など、在宅医療のDXを推進するリーディングカンパニーとして事業を展開してまいりました。そして、在宅医療のプラットフォーマーとしてさらに進化するため、データとテクノロジーを組み合わせたマルチプロダクト戦略を展開し、在宅医療における主要領域を起点としたプロダクト開発を推進することでさらなる成長を目指します。  ・生成AIを活用した訪問看護計画書・報告書のワンクリック自動作成機能  ・病院の退院支援と地域包括ケアの課題を一挙に解決するマッチングプラットフォーム「けあログっと」  これらは、当社が独自に保有する全国的な慢性期医療ビッグデータを活用した、他社では真似できない革新的なサービスとなっており、今後も連続的に新サービスを展開していく予定です。  当社は単なるソフトウェア提供会社ではなく、データとテクノロジーを駆使して日本の在宅医療を変革し、医療現場の課題解決、そして患者さんとそのご家族の生活の質を向上させることを目指しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025　年　1　月頃　～　　2025　年　6　月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018　年　2　月頃　～　実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ管理に関する規程の制定、社内教育を実施し、情報管理への意識向上を図るとともに、情報セキュリティマネジメントシステムISMS（ISO270001）認証を取得し、情報セキュリティ体制および情報流出防止対策を構築しております。  詳細は、当社オフィシャルウェブサイトの「情報セキュリティ基本方針」に掲載しております。  https://ewell.co.jp/security/ |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。